



公園坂通り周辺地区 まちづくり通信

まちづくり懇談会の

ホームページはこちらから

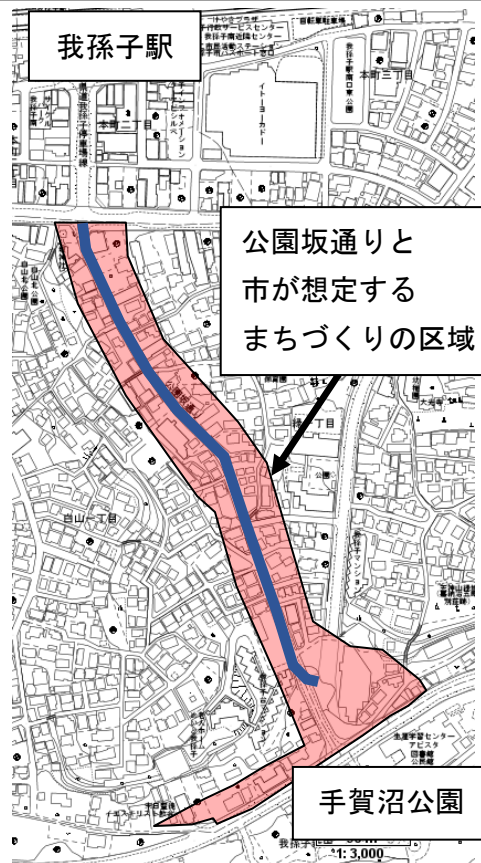
令和4年9月6日発行 第4号

発行：我孫子市役所 都市部 都市計画課 都市計画係

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 電話：04-7185-1111(内 593) FAX：04-7185-4329

我孫子市では、手賀沼公園周辺を市の「交流拠点」に位置づけ、市の玄関口である我孫子駅と手賀沼を結ぶ公園坂通りを、『歩きたくなるみち』をコンセプトに市のシンボルロードとして整備・誘導していくこととしています。

その実現に向けて、沿道の土地所有者や住民の皆さんと道路の整備や公園坂通り周辺の沿道まちづくりについて検討していくため、「公園坂通り周辺地区まちづくり懇談会」を継続的に開催しています。



第3回 公園坂通り周辺地区まちづくり懇談会の開催延期について
「公園坂通り周辺地区まちづくり通信」第3号で、開催日を8月4日（木）とご案内していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、開催日を9月27日（火）に延期しました。

♣ 第3回公園坂通り周辺地区まちづくり懇談会開催のお知らせ ♣

日 時：令和4年9月27日（火）19：00～20：30（開場：18：30）

※新型コロナウイルスの感染状況によって、開催日を変更する場合があります。

場 所：我孫子市生涯学習センター アビスタ 1階ホール

定 員：65名（要事前申し込み、先着順）

《お申し込み方法》

9月21日（水）までに、我孫子市都市計画課へ

「電話」でお申し込みください。

☎ 04-7185-1111（内線593・585）

内 容（詳しくは裏面をご覧ください）

1. 道路整備について
2. 沿道まちづくりについて

●懇談会の資料は、開催日の概ね1週間前に市のホームページに掲載します。

・お名前 }
 ・ご住所 } をお伝え
 ・連絡先 } ください。



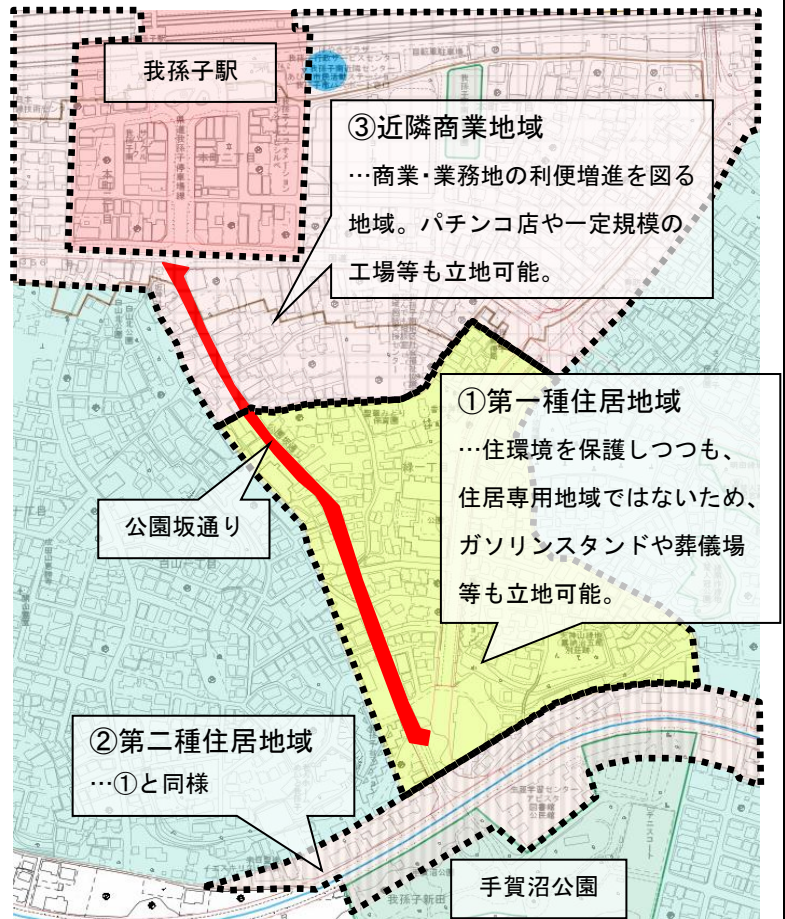
♡ 第3回 公園坂通り周辺地区まちづくり懇談会の内容(予定) ♡

1. 道路整備について

公園坂通りの歩行者の安全性を確保するための暫定的な対策について、アンケートを行う予定です。車線幅員の見直しなど、沿道の皆様にも影響のある内容となりますので、よろしくお願ひします。なお、懇談会への出席が難しい方からもご意見を頂戴出来るよう、アンケートの内容は別途、市のホームページに掲載予定です。

2. 沿道まちづくりについて

公園坂通り周辺の用途地域(※)は、右図のとおり、①第一種住居地域 ②第二種住居地域 ③近隣商業地域の3種類あり、建築基準法で立地を認めている建物用途の種類は、①が最も少なく、②、③の順に多くなります。



まちづくりにおいては、建築基準法上で立地が認められている建物についても、そのまちの目標の達成のためにルールを定めることにより、立地を制限することができます。今回の懇談会では、それぞれの用途地域で立地可能な建物用途についてご説明し、その区域に応じたまちの目標の考え方と、それを達成するために相応しい建物用途などについて意見交換を予定しています。

また、まちの目標を実現する手法には建築協定制度と地区計画制度があり、2つの手法について事例を交えてご説明し、意見を伺う予定です。

	建築協定制度	地区計画制度
制度の趣旨	地域で定めたルールを地域内でお互いに守る制度	まちづくりに関するルールを都市計画に定め、法的に守る制度
合意の範囲	土地所有者等全員の同意が必要	規定はないが、土地所有者等の3分の2以上の同意が望ましい
ルールの審査	地域住民で組織する運営委員会が審査	市が審査
建築する場合の 手続き	工事着手時までに運営委員会に承認申請が必要。通常7日程度で承認通知書を交付。	工事着手の30日前までに市に届出が必要。通常7日程度で受理書を交付。

※用途地域とは・・・住居系・商業系・工業系など市街地の大枠を都市計画において定めるもので、建築基準法により立地可能な建物用途が制限されます。